

THE MAIL NEWS



2024,04,24 NO. 235

あったことを
なかったことには
できない!



脱退パワーハラスメント訴訟

4月24日 控訴審判決が出される!



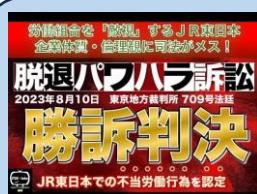
4月24日 東京高等裁判所前にて

弁護士からの見解 Point

- ✓ 一審判決で認められた不当労働行為の認定については変わらない。
- ✓ 会社による関与は証拠が不十分として認められなかつた。しかし、各職場で脱退勧奨が行われた可能性は高いと認められている。
- ✓ 不当労働行為を証明するためには証拠が何よりも重要。

あらゆる不当労働行為・ハラスメントを許さず、
健全なJR東日本を実現しよう!

JR 東日本輸送サービス労働組合「MAIL NEWS No.235」より引用



「脱退パワーハラスメント訴訟」とはどんな内容か、第一審判決のポイント・意義は
JTSU tube からご覧下さい! →→→



「脱退パワーハラスメント訴訟」控訴審判決
控訴棄却・一審判決を維持